

2025年度 小規模保育事業バンビ保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 この事業所を提供する事業者について

設置者	松浦初美
住所	大阪市港区田中 1-15-1-103
電話番号	06-6573-7685

2 事業所の概要

施設の種類	小規模保育事業C型
施設の名称	バンビ保育所
施設の所在地	大阪市港区田中 1-15-1-103
連絡先	電話番号 06-6573-7685 FAX 06-6573-7685
管理者	施設長 松浦 初美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0歳児 1人 1歳児 4人 2歳児 5人
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 9人 満1歳未満の児童 1人
開設年月日	平成27年 4月 1日
事業所番号	2710052000496

3 事業の目的・運営方針

バンビ保育所（以下「当所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当所」は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「入所児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当所」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当所」は、入所児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当所における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造7階建のうち1階
	延べ面積	58.08 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	1室	0.1.2歳児の保育
その他	調理設備、沐浴設備、乳児用トイレ、乳児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

保育及び時間外保育の提供

下記7に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 2024年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	
施設長兼家庭的保育者	園務をつかさどり、所属職員を監督。専門的知識及び技術をもって、入所児の保育及び入所児の保護者に対する保育に関する指導を行う	1	1	0	
家庭的保育者	専門的知識及び技術をもって、入所児の保育及び入所児の保護者に対する保育に関する指導を行う	3	※ 1 (1)	1	(※1名休業中) ※
家庭的保育補助者	家庭的保育者を助け、入所児の保育を行う	3	0	3	
調理員	給食、おやつを調理する	2	0	2	

当所では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
施設長兼家庭的保育者	7時20分～18時45分
家庭的保育者	7時20分～18時45分
家庭的保育補助者	7時20分～18時45分
調理員	9時30分～13時30分

※ ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休所となります。

家庭保育協力日があります（8月13.14.15日）。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方に対し、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、当所にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

- (2) 標準認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方に対し、7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間になります。

時間外保育はありません。

- (3) 実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

- (1) 食事の提供方法

当所内調理

- (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

概ね、以下の時間帯に食事の提供を行います。

午前間食	昼食	午後間食
9時50分頃	11時30分頃	15時30分頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

- (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

- (4) 嘱託管理栄養士 中畑郁子（栄養管理、献立作成、食育助言等）

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当所は、保育を適正に実施し、当所における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 入所児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当所に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当所における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ（当所を卒所後、他の保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。）

(2) 連携施設

名称	宗教法人 浄光寺 アソカ学園
所在地	大阪市港区夕風2-3-5
電話番号	06-6574-2600

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当所にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

- (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当所に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 入所児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当、しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	医療法人 いはら内科
医院長名又は医師名	井原 義二
所在地	大阪市港区夕風 2-1-8
電話番号	06-6576-1196

(2) 歯科

医療機関の名称	とみもと歯科医院
医院長名又は医師名	冨本 昌之
所在地	大阪市港区港晴 3-17-2
電話番号	06-6572-1182

16 緊急時の対応

お預かりしている入所児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先に速やかに連絡するとともに、必要に応じて、嘱託医または保護者の指定する医療機関等への連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 ・消火器 ・避難口誘導灯 ・防災カーテン
避難・消火訓練	毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者	松浦初美・中村美佳
	・ご利用時間	8:00～ 18:00
	・電話番号	06-6573-7685
	・FAX	06-6573-7685
	・Eメール	banbi0917@gmail.com
担当者が不在の場合は、当所職員までお申し出ください。		

※当所では、上記のほか、所内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金

項目	内容、目的	金額
帽子代	毎日の戸外遊び時に利用 ・入所時に購入	600 円
名札代	主に毎日の通所かばんに利用 ・入所時に購入	100 円
連絡帳代	毎日の当所と保護者の連絡に利用 ・年間 3～4 冊使用	1 冊につき 150 円

2 時間外保育に係る利用者負担金

・15分あたり 500円

※ 当所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。